

備えの種をまこう。🌱

農作物共済

令和7年産 麦



補償の対象

麦の販売金額と畑作物の直接支払交付金を補償

引受方式

以下に記載の掛金等、共済金は最高補償の課税対象農業者で加入いただいた場合の例です
加入者ごとの基準単収や品種、地域等により異なります

品質低下等の生産金額の減少を補償

おすすめ💡

赤かび病による収穫量
の減少にも対応！

① 災害収入共済方式 9割補償

- ・JA 等への規格別（等級・品質区分の別）の出荷数量をもとに引受・損害評価を実施
- ・加入者ごとに過去5年間の単収を用いて算出した基準単収等により基準生産金額を設定
- ・作付実績が5年未満により実績がない年産は、市町別統計単収等を使用
- ・加入者の当年産の生産金額が基準生産金額の9割を下回った場合に共済金をお支払い

10aあたりの掛金等と共済金の支払例

パン中華めん用品種を作付けし、基準単収 300kg、基準生産金額 50,000 円の場合

掛金等 644円

当年産の単収が 240kg、生産金額が 40,000 円の場合（2割減）

9割を下回った部分について
共済金をお支払い

共済金 5,000円 = 50,000 円(基準生産金額)×9割－40,000 円(当年産の生産金額)

①災害収入共済方式に加入できない方向け

② 地域インデックス方式 9割補償（一筆半損特約付き）

- ・国が公表する市町別統計単収をもとに引受・損害評価を実施
- ・基準単収は、市町ごとに過去5か年中中庸3か年平均で計算します
- ・当年産の市町別統計単収が基準単収の9割を下回った場合に共済金をお支払い
（個人の被害状況とは一致しないこともあります） → 一筆半損特約の附帯をおすすめします

10aあたりの掛金等と共済金の支払例

パン中華めん用品種を作付けし、当該作付耕地の属する市町の基準単収が300kgの場合

掛金等 294円

当年産の市町別統計単収が 240kg の場合（2割減）

9割を下回った部分について
共済金をお支払い

共済金 4,320円 = (300kg/10a×9割－240kg/10a)×10a×144 円

共済事故（対象となる事故）

風水害、土壌湿潤害、その他気象上の原因による災害、病虫害及び鳥獣害等による収穫量の減少
※災害収入共済方式については上記の事故に加えて品質の低下による生産金額の減少



土壌湿潤害



獣害

共済金支払いに係る特例・特約

以下の特例・特約の条件に該当する耕地がある場合には共済金が支払われます※¹

耕地ごとの補償もあるよ



一筆全損特例

全ての引受方式にあらかじめ附帯されています
収穫皆無※²となった耕地に共済金をお支払いします

一筆半損特約 (オプション)

申込により附帯できます
半損以上※²の被害となった耕地に共済金をお支払いします

10a あたりの共済金の支払例 （面積払を受領する場合の例です）

パン中華めん用品種を作付けし、当該作付耕地の基準単収※³が300kgの場合

全 損 ・ ・ ・ 11,000 円

半損以上全損未満 ・ ・ ・ 9,000 円

※¹ 加入している引受方式で計算した共済金と特例・特約で計算した共済金を比較して、高い方の金額で共済金をお支払いします

※² 肥培管理の不足や獣害が連年発生している耕地は特例・特約が適用されない場合があります

※³ 基準単収は災害収入共済方式については加入者ごと、地域インデックス方式については市町ごとに異なります

その他の引受方式（半相殺方式、全相殺方式）は重要事項説明書またはホームページをご覧ください
うえ、加入を希望される方は組合までご連絡ください

加入資格

水稲と麦の作付面積の合計が 10a 以上の農業者

共済責任期間

発芽期から収穫するまで（収穫とは適期に刈り取ることをいい、ほ場から搬出したものは補償の対象外です）
被害申告は収穫前に行ってください（収穫後に被害申告されても共済金はお支払いできません）

加入申込期限

令和 6 年 11 月 20 日

掛金等払込期限

令和 7 年 2 月 20 日

正当な理由がなく共済掛金等の払込を遅滞された場合は、事業規程により共済関係の解除となります

危険段階別共済掛金率

過去の共済金受取実績に応じた危険段階別の掛金率が適用され、掛金変動します
危険段階は「0」を中心に「-20」～「20」区分の 41 段階に分類（加入 1 年目は「0」区分）

面積払を受領される方について

共済金を算定する際、調整を行います
（例）収穫皆無であっても面積払に相当する収入はあったものとして算定
基準単収が低い方は、販売金額のみの補償となります

留意事項

加入申込にあたっては定款及び事業規程（<https://www.nosaimie.or.jp/>参照）を了知したうえ、別紙
農作物共済(麦)重要事項説明書を必ずご一読いただき、内容をご確認ください
加入申込後、**作付耕地に変更があった場合は組合までご連絡をお願いします**
農業版BCPの詳しい内容については農林水産省 HP をご覧ください

青色申告をされている農家の方へ

農業収入全体を対象とする**農業経営収入保険**への加入をおすすめします

お問い合わせ

三重県農業共済組合 企画部 事業戦略セクション

〒514-0008 津市上浜町六丁目 81 番地11

TEL 059-224-0505

メール syukaku@nosaimie.or.jp

